

町村議会の現況と 多様な人材の参画に関する取組み

全国町村議会議長会

目 次

町村議会の現況	-----	3
多様な人材の参画に関する取組み	-----	7
・ なり手不足対策		
・ 議会改革		
・ 主権者教育		
・ ハラスメント防止の取組		
・ 議員報酬の改善、厚生年金への加入		
・ 立候補環境の整備		

町村議会の現況

町村議会の構成と町村議会議員の職業（町村議会実態調査）

町村議会議員の性別及び年齢構成

926町村：令和5年7月1日現在

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	9,195人 86.7%	27人 0.3%	218人 2.4%	748人 8.1%	1,214人 13.2%	3,323人 36.1%	3,388人 36.8%	277人 3.0%	64.9歳
女性	1,412人 13.3%	10人 0.7%	51人 3.6%	154人 10.9%	297人 21.0%	518人 36.7%	357人 25.3%	25人 1.8%	61.5歳
合計	10,607人 100%	37人 0.3%	269人 2.5%	902人 8.5%	1,511人 14.2%	3,841人 36.4%	3,745人 35.3%	302人 2.8%	64.4歳

（町村議会実態調査）

町村議会議員の職業

926町村：令和5年7月1日現在

性別	議員専業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
男性	1,937人 21.1%	2,792人 30.4%	937人 10.2%	2,386人 25.9%	1,143人 12.4%	9,195人 100%
女性	643人 45.5%	121人 8.6%	29人 2.1%	366人 25.9%	253人 17.9%	1,412人 100%
合計	2,580人 24.3%	2,913人 27.5%	966人 9.1%	2,752人 25.9%	1,396人 13.2%	10,607人 100%

（町村議会実態調査）

町村における議員定数や女性議員数等の指標

	議員定数 (1町村あたりの平均)	女性議員 (議員総数に占める割合)	在職年数が4年未満 の議員数と割合	50歳未満 の議員数と割合
H27.7.1	11,332 (12.2)	1,051 (9.4%)	2,938 (26.3%)	942 (8.4%)
R1.7.1	11,024 (11.9) 	1,184 (10.9%) 	2,706 (24.9%) 	1,004 (9.2%) 
R5.7.1	10,807 (11.7) 	1,412 (13.3%) 	2,739 (25.9%) 	1,208 (11.4%) 

 (内数)

(町村議会実態調査)

※女性議長 44名
女性副議長 97名

町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数（全体）

選挙の区分等 選挙期日による期間区分	統一地方選挙以外			統一地方選挙			全体		
	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ
H23.5～H27.4 (第18回統一地方選挙を含む)	561	102 (18.2%)	6	373	89 (23.9%)	4	934	191 (20.4%)	10
H27.5～H31.4 (第19回統一地方選挙を含む)	557	111 (19.9%)	7	375	93 (24.8%)	8	932	204 (21.9%)	15
R1.5～R5.4 (第20回統一地方選挙を含む)	553	131 (23.7%)	11	373	123 (33.0%)	20	926	254 (27.4%)	31

次の4年間（令和9年4月まで）
には全体の3分の1を超える議会
が無投票となる可能性

- ・補欠選挙・再選挙については調査対象外とし、一般選挙のみを対象としている。
- ・統一地方選挙の執行団体数は、総務省公表資料から引用したもの。
- ・「選挙期日による期間区分」について、一般選挙が議会の解散等により同一期間内に複数回執行された町村は、それぞれの選挙を個別に計上している。
- ・公職選挙法第95条の規定により、法定得票数を得られず当選人とならなかった者が発生したことにより定数割れとなった町村は、定数割れ団体に計上していない。

（全国町村議会議長会調べ）

多様な人材の参画に関する取組み

町村議会議員のなり手不足対策検討会

※肩書は令和6年3月現在

町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機
～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～



令和6年3月

町村議会議員のなり手不足対策検討会



委員長
江藤 俊昭 大正大学教授



委員
河村 和徳 東北大学大学院情報科学研究科准教授



委員
人羅 格 毎日新聞論説委員



委員
益子 純恵 栃木県那珂川町議会議長



委員
寺島 渉 元長野県飯綱町議会議長

町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～（令和6年3月）

第1編 なり手不足に潜む3つの危機

1 増加する無投票・定数割れと潜在的なり手不足～全町村議会にとっての危機～

・無投票・定数割れ団体数は右肩上がり。同じペースで増え続けると仮定した場合、**次の4年間**（令和5年5月から令和9年4月まで）には**全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票**になる可能性がある。
・**立候補者が「定数+1」となり無投票を辛うじて回避した町村の数は299**（令和元年5月から令和5年4月）。これは全体（926）の32.3%であり、**無投票254町村を加えると、553（59.7%）**となる。

2 多様性を欠く議会では二元代表制の趣旨が損なわれる～町・村にとっての危機～

・**独任制の長と異なり、住民の多様性を反映した合議体である**ことが議会の存在意義である。
・なり手不足・無投票は、議会の団体意思決定・政策立案・行政監視の各機能に大きな影響を及ぼし、議会の存在意義や**二元代表制の趣旨が損なわれる**ことに繋がる。

3 度重なる無投票が地方自治の弱体化を招く～都道府県・国にとっての危機～

・4年に一度の選挙戦が必ず実施されることが主権者意識涵養の要であるため、**選挙戦の機会が度重なって失われることは地方自治の弱体化を招く**。「地方自治は民主主義の学校」であり、地方自治の弱体化は都道府県・国にとっても危機である。

3つの危機を防ぐために町村議会が留意すべきこと～なり手不足の悪循環～

目先の選挙戦実現に固執した対策（住民の理解を伴わない議員報酬増額、議員定数の本来の考え方から乖離した短絡的な定数削減等）は、なり手不足の悪循環を生み、ひいては地方自治の弱体化を招く。

第2編 なり手不足の現状

○町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数（全国町村議会議長会調べ）

選挙の区分等 選挙期日による期間区分	統一地方選挙以外			統一地方選挙			全体		
	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ
H23.5～H27.4 （第18回統一地方選挙を含む）	561	102（18.2%）	6	373	89（23.9%）	4	934	191（20.4%）	10
H27.5～H31.4 （第19回統一地方選挙を含む）	557	111（19.9%）	7	375	93（24.8%）	8	932	204（21.9%）	15
R1.5～R5.4 （第20回統一地方選挙を含む）	553	131（23.7%）	11	373	123（33.0%）	20	926	254（27.4%）	31

○無投票・定数割れ以外の指標（町村議会実態調査による）

	議員定数（1町村あたりの平均）	女性議員（議員総数に占める割合）	平均年齢	在職年数4年未満の議員数と割合	在職年数20年以上の議員数と割合
H27.7.1	11,332（12.2）	1,051（9.4%）	62.7	2,938（26.3%）	1,370（12.3%）
R1.7.1	11,024（11.9） 	1,184（10.9%） 	63.9	2,706（24.9%） 	1,662（15.3%） 
R5.7.1	10,807（11.7） 	1,412（13.3%） 	64.4	2,739（25.9%） 	1,724（16.2%） 

第3編 なり手不足の原因

なり手に響かない3条件（やりがい・環境・待遇） 議会の役割と議員のやりがいが住民の間で十分に理解されず、議員を志す人たちの動機付けとして機能しにくくなってきた。さらに、議員になり地域に貢献しようとした人でも二の足を踏む旧来的な議会環境と議員像も問題である。これらに、低額な議員報酬等も加えた「やりがい・環境・待遇」の3条件が原因の一つである。

地域コミュニティの限界（潜在的なり手の不足等） 議員のなり手不足問題の背景には、地域における担い手の不足と女性進出の遅れ、地区・集落による候補者擁立制度や保守的な価値観の行き過ぎ、家族・親族の反対による立候補断念、「担ぎ手」の減少による立候補への足踏み等、地域社会特有の原因が存在する。

立候補・選挙における障壁 議員になる志を抱いたとしても、落選時のリスクと労働法制上の課題、立候補・選挙に必要な資源の不足（選挙資金や選挙制度に関する知識の不足）、女性や若者の立候補を阻害する要因（選挙資源の格差）等の障壁が存在する。

第4編 なり手不足の対策

ポイント なり手不足は町村議会だけの問題ではなく、その町・村、さらに都道府県や国にとっての問題でもある。また、その原因は多岐にわたっており、議会にだけ存在するものではない。したがって、**なり手不足による3つの危機を防ぐためには、議会の取組に加え、幅広い協働による対策が不可欠**となる。

議会が取り組むべきこと ■なり手不足問題の検証組織の立ち上げ（**現地調査：北海道興部町議会**） ■様々な広報ツールを駆使し老若男女を問わず情報を届ける（**現地調査：北海道鷹栖町議会、埼玉県寄居町議会**） ■議会から住民の生活圏に向き交流する機会を増やす ■政策サポーター・議会モニター等を通じた議会の「応援団」の形成 ■多様な人材が議員になるための環境整備（デジタル化、バリアフリー化等） ■なり手向け講座による立候補検討者の後押し（**現地調査：北海道栗山町議会**） ■なり手不足問題を広報紙等で住民に訴えて危機感を共有する（**現地調査：愛知県幸田町議会**） ■主権者教育の推進・強化（子ども議会、出前講座等） 等

町全体・村全体で取り組むべきこと ■議会事務局体制等の整備・強化 ■低額な議員報酬の改善 ■特別職報酬等審議会委員へ議会の実情に明るい人物を登用 ■執行部が実施する主権者教育における議会との連携 ■議会に対して意見交換・懇談会の場を働きかける（自治会等） ■立候補に係る休暇制度をはじめとした各種規定の整備（企業） 等

都道府県が取り組むべきこと ■なり手不足対策に取り組む町村議会に対する財政支援等 ■議会を含む町村全体のデジタル化支援に資する人材派遣等

国が取り組むべきこと ■議会が取り組むなり手不足対策への財政支援等 ■住民の政治参画推進に係る優良団体表彰制度の創設 ■議員への立候補や議会・議員活動に利用できる休暇・休職・兼業制度等の整備 ■公務員の立候補制限や他の自治体職員との兼職禁止の緩和 ■厚生年金加入のための法整備の検討 ■議会が行う主権者教育に対する支援 ■手当制度の拡充 ■被選挙権年齢の引き下げ 等

第5編 女性議員を増やすための対策

ポイント **女性議員割合は、増加傾向にあるとはいえ、依然として低いままであり、その改善がなり手不足を解消する決め手の一つとなる**。このためには、女性の社会進出や政治参画の後押し、立候補の障壁を除去するための施策等を、重点的に進めなくてはならない。

議会が取り組むべきこと ■ハラスメント対策の徹底 ■女性模擬議会の開催（**現地調査：宮城県蔵王町議会**） ■政策サポーター・議会モニターに女性を積極的に任命 ■保育施設や授乳室の設置等

町全体・村全体で取り組むべきこと ■自治会等における女性の役員登用 ■首長の審議会等への積極的な女性登用 ■女性の政治参画等を促進するシンポジウムの開催

都道府県が取り組むべきこと ■女性議員ネットワークに対する支援 ■ハラスメントに関する相談窓口の開設

国が取り組むべきこと ■議会の取組に対する財政支援 ■女性議員ロールモデル実例集 ■女性の地方移住の促進

女性議員ロールモデル実例集

全国で活動している女性地方議員のロールモデル実例集を制作する。記載内容としては、議員を志した動機、立候補検討段階から選挙を経て当選するまでに直面した課題とその対応策、当選後の具体的な1日・1年の流れ、議員のやりがい、任期中に達成した成果等。
また、全国町村議会議長会が、女性町村議会議員に限ったロールモデル実例集を制作することも必要である。

第1章 議会が取り組むべきこと

第3節 政策サポーター・議会モニター等を通じた議会の「応援団」の形成

<議会に関心を持つ住民が「応援団」になるための取組>

前節のような取組の発展形として、住民が政策立案や議会の現場に参画する制度を設けることも得策である。（中略）不特定多数に向けた広報とは対照的に、議会・行政・まちづくりに関心をもつ特定少数の住民に向けたアプローチである。

こうした中長期的な協働体験を通じて議会の「応援団」と呼べる存在になった住民は、各々の地域における議会への関心を高める役割を果たす可能性が高い。そして、「応援団」自身や彼らに感化された住民の中から、新たな議員のなり手が現れることも期待できる。

<長野県飯綱町議会の例：政策サポーター>

こうした取組の具体例として筆頭に上がるのは、長野県飯綱町議会が平成22年に導入した「政策サポーター」制度である。議会が決めた研究テーマに即してサポーターを公募し、（中略）政策提言づくりの議論（1テーマにつき7～8回程度）を行い、（中略）。また、同町議会には「広報モニター」制度もあり、これら2つの制度の経験者から5名（うち女性2名）が実際に議員になっている。

飯綱町議会以外にも、同種の「議会モニター」制度を設けている町村議会は増えてきている。第69回調査（R4活動）によれば、110町村（11.9%）が実施している。（後略）

第1章 議会が取り組むべきこと

第5節 なり手向けの講座や広報等を通じた潜在的なり手の発掘・後押し

(1) なり手向け講座による立候補検討者の後押し

議員になる意欲を持ち始めた住民を後押しするため、議会が主体となって将来の議員を育てるための講座を開設する事例が現れ始めている。早くには、北海道浦幌町議会が令和元年の選挙（統一地方選挙）のおよそ1年前から、立候補を検討している住民を主な対象として個人研修会（町の総合計画や財政、議会制度等を扱う座学形式の講座）を実施した例があり、令和5年4月の統一地方選挙前には、**北海道栗山町議会**が「議員の学校」という取組を実施している。また、町村議会以外では、静岡県御殿場市議会の「御殿場市議会政治塾」も同様の例と言える。いずれも、議会の役割、議員の仕事、選挙のルール等について参加者に解説することで、議員に立候補する意欲を高めるとともに、実際に議員になってから役立つ予備知識の習得を狙った企画である。

このうち、北海道栗山町議会の「議員の学校」については、本検討会による現地調査を行い、その取材内容は資料第2編で詳述しているが、結果として参加者から新たな議員が3名生まれたため、効果は立証されている。

この取組の要諦は、それまで議員のなり手は町内の各地区を基本単位として輩出されてきたところ、その枠内に収まらない立候補者の出現を後押しできたことである。潜在的ななり手が、従来の供給源の外に埋もれている可能性を示唆する事例であり、議会が新たな発想でなり手の発掘に取り組む有効性を示している。（後略）

第1章 議会が取り組むべきこと

第5節 なり手向けの講座や広報等を通じた潜在的なり手の発掘・後押し

(2) なり手不足問題を広報紙等で住民に訴えて危機感を共有する

<愛知県幸田町議会：広報紙になり手不足特集記事を掲載>

愛知県幸田町議会では、平成31年4月の議員選挙（統一地方選）で定数割れとなり、なり手不足の危機感を抱いた。そこで議会は、議会広報紙でなり手不足問題と議員になるための手続きや準備について扱った特集を7回の連載にまとめ、（中略）これに加え、消防団、子ども会、女性の会など、役員やメンバーの顔ぶれが同じであり、議会と同様なり手不足に困っている町内の団体をまわった。この結果、欠員1を補充する再選挙では4人が立候補、令和5年4月の選挙（統一地方選）では定数16に対して22人が立候補し、いずれも選挙戦となった。（資料第2編参照）

<長崎県小値賀町議会：シンポジウムの開催と議会だより特別号>

（前略）令和4年9月になり手不足問題に関するシンポジウムを開催し、11月には「大募集！求む！あなたの力を！議会に！」と表紙に大々的に記した、全10ページの議会だより特別号を発行した。同号の序盤では、「議員のなり手が足りないとうなるのか？」との見出しで問題点が丁寧に説明されており、その中で（中略）「選挙がないということは議会にとって致命的な問題であり「住民自治の根幹」に係る大きな問題なのです」と記されている。（中略）こうした結果、令和5年4月の選挙では、定数8に対して、新人6人を含む10人が立候補する選挙戦が展開され、新人4人が当選した。

第1章 議会が取り組むべきこと

第2節 女性模擬議会の開催

住民・児童・生徒等が議員役を疑似体験する「模擬議会」の取組が広がりつつある。第69回調査（R4活動）によると、191町村で実施されているが、内訳としては、児童・生徒・学生を対象とした「子ども議会」の実施団体が179町村でほとんどを占め、女性を対象としたのが5町村、その他が7町村となっている。

このような模擬議会のうち、議員役を務める住民を女性に限定した「女性模擬議会」の取組は、女性が議員の働きを実感するために効果的である。前回（第68回調査）は6団体、その前（第67回調査）はゼロ団体であったため、増加傾向にあるとまでは言えない現状であるが、今後多くの議会で実施されるべき取組である。

宮城県蔵王町議会では、令和5年7月に初めて女性模擬議会を開催した。当時、同町議会では女性議員が一人も誕生していないどころか、議員選挙に女性の立候補者が出たこともなかった。こうした状況を危惧して企画したところ、町内に住む30代から70代の女性7人が「模擬議員」として参加した。

この取組が実を結び、令和6年2月25日に行われた選挙では、女性模擬議会の参加者の中から3名が立候補し、全員が当選を果たした。町政史上初の女性議員の誕生は町に活気をもたらしていると聞く。（詳細は資料第2編参照）

地方議会の位置付け等を明文化する意義

- 地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を地方自治法に明文化することは次の3つの重要な意義を持つ。
 - ・ 議会とは何かを住民にしっかり御理解いただく。
 - ・ 議員がその重い責任をさらに強く自覚する。
 - ・ 女性や若者など多様な人材の議会への参画を図る。



- 三議長会は、この地方自治法の改正を契機として、多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現に向け取り組む所存。

議会力アップ のための 活動例

～住民とともに歩む
議会像を求めて～



令和4年5月
全国町村議会議長会 編

議会のあり方を見直し、議会力をアップさせた議会 (P 2～P 5)

- 1 議会改革の波動はここから始まった！／北海道栗山町議会 2
- 2 緻密に計算された改革後の議会の姿／北海道芽室町議会 3
- 3 柔軟な会期設定で、住民ニーズに即応する／北海道白老町議会 4
- 4 災害時でも議会機能を維持するために／愛知県幸田町議会 4
- 5 常任委員会の機能を高め、政策作りの一翼を担う／京都府精華町議会 5
- 6 「議会のあり方検討委員会」で議会改革を促進／神奈川県山北町議会 5

監視機能・政策立案機能を高め、議会力をアップさせた議会 (P 6～P 9)

- 7 議会活動を見直しながら確立した政策形成サイクル／北海道福島町議会 6
- 8 議員の資質向上を図り、政策提言能力を身に着ける／宮城県柴田町議会 7
- 9 予算審議を通じて監視機能を発揮／鳥取県琴浦町議会 8
- 10 着想から公布まで条例づくりに果敢に挑む／徳島県那賀町議会 8
- 11 一般質問を議員全員で磨き上げる政策議会／北海道別海町議会 9
- 12 政務活動費を有効活用し議員力の向上につなげる／新潟県阿賀町議会 9

住民参画を進め、議会力をアップさせた議会 (P10～P13)

- 13 住民の声を求めて、まちなかへ飛びだせ！／北海道浦幌町議会 10
- 14 住民と協働して小規模議会のマンパワーを補完する／長野県飯綱町議会 11
- 15 住民がいつでも政策議論できる仕組み／宮城県蔵王町議会 11
- 16 小さな村の住民参加への挑戦／長野県喬木村議会 12
- 17 傍聴者と議会の意思疎通を図る／長崎県小値賀町議会 12
- 18 大学の研究機関と連携した議会改革／山梨県昭和町議会 13
- 19 なり手不足対策と多様な人材を議会に登用するために／山形県庄内町議会 13

議会の見える化を図り、議会力をアップさせた議会 (P14～P16)

- 20 住民に読まれる議会広報紙はこうして作られる／埼玉県寄居町議会 14
- 21 広報紙のリニューアルは議会改革の意思表示／熊本県大津町議会 14
- 22 DX が広げる議会の可能性／福島県磐梯町議会 15
- 23 議会ホームページのデジタルデバйд対策／岡山県美咲町議会 15
- 24 将来のまちづくりを見据えて、若者の声を議会に導く／青森県六戸町議会 16
- 25 視覚に訴えるツールで住民の興味を議会に向ける／北海道鷹栖町議会 16

町村議会 デジタル技術 活用事例集

Digital Technologies Case Studies

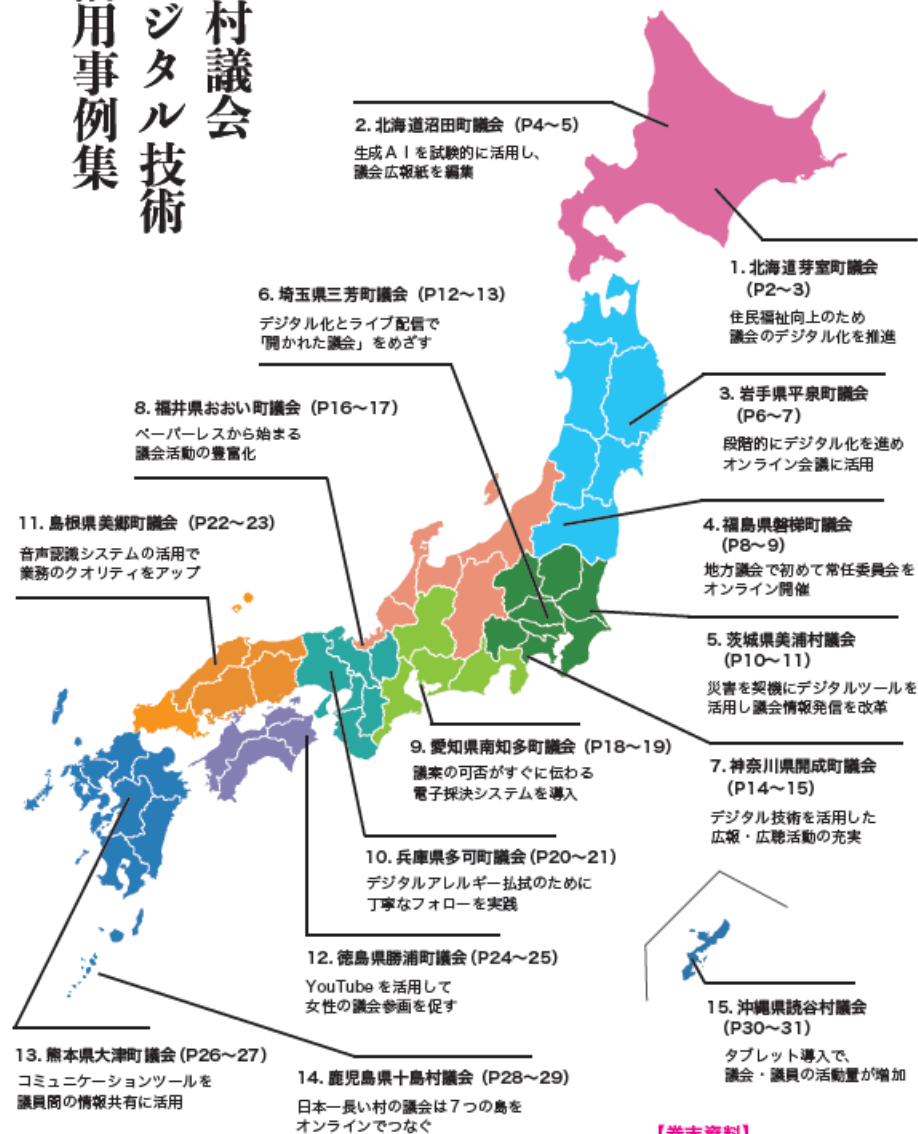


令和6年3月

全国町村議会議長会 編

町村議会 デジタル技術 活用事例集

contents



【巻末資料】
デジタル用語集 (P32)

三議長会会長による総務大臣及び文部科学大臣等に対する主権者教育の推進に係る要請活動

日 程

令和5年12月21日

要請者

- 全国都道府県議会議長会
山本 徹 会長（富山県議会議長会）
- 全国市議会議長会
坊 恭寿 会長（神戸市会議長）
- 全国町村議会議長会
渡部 孝樹 会長（北海道厚真町議会議長）

要請先

- 総務省
松本 剛明 総務大臣
- 文部科学省
盛山 正仁 文部科学大臣
- 自由民主党・地方議会の課題に関するPT
石田 真敏 座長
橘 慶一郎 幹事長
あかま 二郎 事務局長【議員会館事務所に持参】



◀右から2人目が
松本総務大臣



◀左から2人目が
盛山文部科学大臣

地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた 主権者教育の推進に関する決議 (令和5年12月21日・三議長会)

(略)

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、将来の地方自治を担うこどもたちに、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進するため、次の事項を早急に実現するよう求める。

決議事項

- 一、議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「地方議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された今回の地方自治法改正を反映したものとすること。
- 一、いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

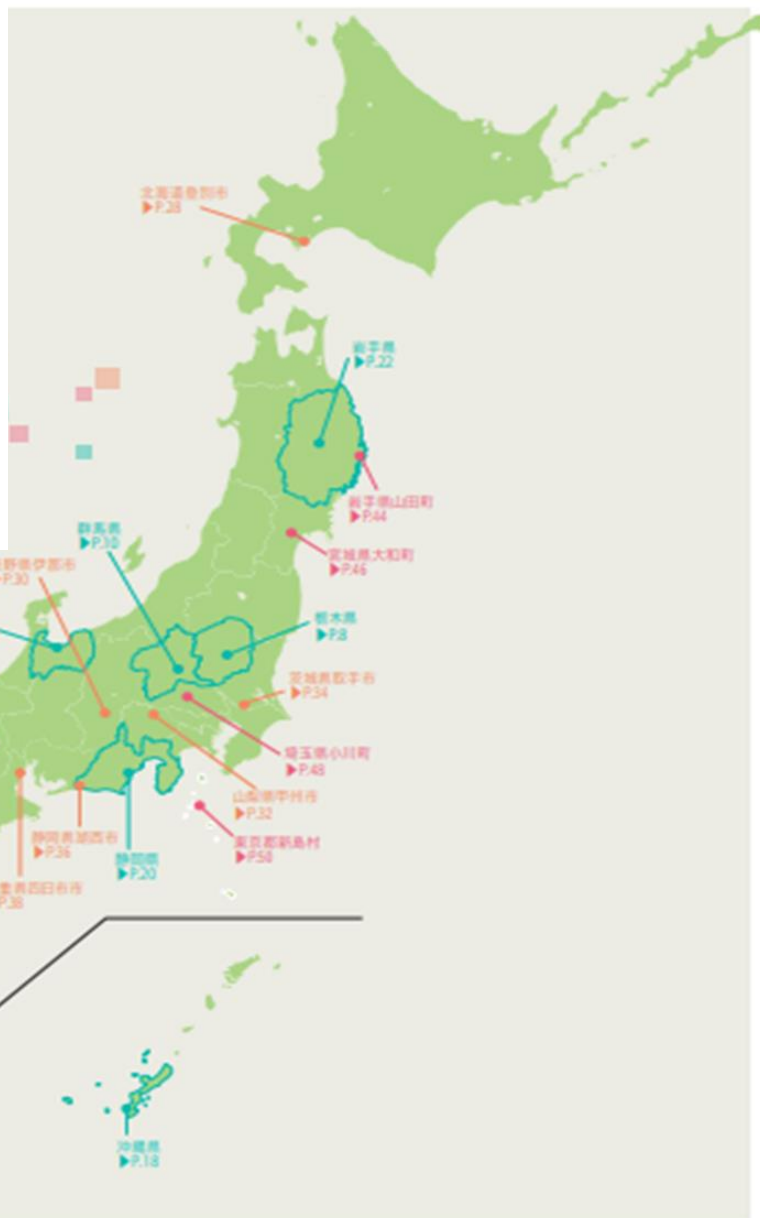
要請活動における政府の主な反応

総務省

- ・主権者教育を議会が先頭に立ってやっていくことは重要
- ・文部科学省と連携して取り組んでいく必要がある。
- ・主権者教育を通じ、議会が頑張っている様子を伝えていただくことは政治家のためにもなるが、最終的には国民の皆さんが、議会が社会をよくしていくためのものだということを理解してもらえらるものだと思う。
- ・我々も一生懸命サポートしていく。

文部科学省

- ・成人年齢も18歳となり、自分たちの将来に関わる議会、政治というものの仕組みを理解していただくことが重要となる。
- ・高校生向けの主権者教育の補助教材や、事例集を作成している。総務省とも連携しながら、三議長会とともに、主権者教育の推進について取り組んでいきたい。
- ・議員自らが、議会や議員の役割や活動をお伝えになることは、とても良いことである。

[illegible]

都道府県の事例

出航講座

中学生を対象とした取組

08 栃木県議会…～とちぎの未来を考える～栃木県議会 県政ミーティング

高校生(特別支援学校含む)を対象とした取組

10 群馬県議会…GACHI高校生×県議会議員～政治を知らないギャソンをする！～

12 富山県議会—議員による高校生への「出前講座」

14 大阪府議会…大阪府議会出前授業

16 宮崎県議会…議員講座「こんにちは！県議会です」※特別支援学校

18 沖繩県議会…沖繩県議会高校等出前講座

大学生を対象とした取組

20 静岡県議会…大学生との意見交換会

模製議會

小学生を対象とした取組

22 崧手県議会…親子県議会教室

高校生を対象とした取組

24 岡山県議会…岡山県高校生議会

26 山口県議会—やまぐち高校生県議会

市の事例

28 北海道釧路市議会—議長による特別講義授業

30 長野県伊那市議会—市内高校生の本会議傍聴と全議員との意見交換

32 山梨県甲州市議会…市内全小中学校での出前キャリア教育授業

34 茨城県取手市議会—市立中学校との協働事業「議会を知り・未来を語る」

36 静岡県浜西市議会—高校生との意見交換会(意見交換から議案提出へ)

38 三重県四日市市議会…出前型シティ・ミーティング「ワイ！ワイ！GIKAI」

40 兵庫県神戸市会…高等学校と連携した主権者教育の実践

42 熊本県熊本市議会―若い世代との意見交換会(ウェブアンケートの活用)

町村の事例

44 岩手県山田町議会…ふるさと探究高校生議会

46 宮城県大和町議会…これからの大和町議会のあり方プロジェクト

48 焼玉煮小川町議会—町内全小中学校へ議員による出前講座

50 東京都新島村議会…小学生議会体験・高校生新島研究

52 愛媛県鬼北町議会…中学生の模擬議会見学会を開催

54 おわりに

こどもたちの記憶に残る主権者教育を

女性・若者等に対する障壁の除去（ハラスメント防止の取組）

（第33次地方制度調査会第8回専門小委員会【資料2】より）

□ 議会外におけるハラスメント防止についても、相談体制の整備等の取組が行われている事例がある。

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

○ 福岡県議会においては、議員提案により「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定（令和4年6月21日成立、7月5日公布）。

＜条例の主な内容＞

○ 県議会議員のほか、県議会議員になろうとする者や、県内市町村議会におけるハラスメントについても相談体制を整備。有権者からのハラスメントについても相談の対象。

○ 議長は弁護士等を相談員に委嘱。ハラスメントによる被害の申立があった場合、相談員は必要な調査を行い、助言。県議会関係事案は必要に応じて議長に報告。議長は、報告を踏まえ、注意喚起等の被害防止措置を講ずる。

○ 議長は、相談の受付・対応状況を随時公表。

内閣府男女共同参画局作成「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の活用

○ 内閣府男女共同参画局において「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を作成し、令和4年4月に公表。他の議員からのハラスメントや有権者からのハラスメントについて取り上げている。

○ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会において、当該研修教材等を用いたハラスメント防止研修を実施。



（出典）内閣府男女共同参画局HP

○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
（性的な言動等に起因する問題への対応）

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

地方議会議員のためのハラスメント防止研修の動画配信（議会三団体）

概 要

全国の地方議会議員のコンプライアンスの向上に資するため、議員のためのハラスメント防止研修動画を配信

演題・講師

「議員のためのハラスメント防止研修」 一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高嶋 直人 氏

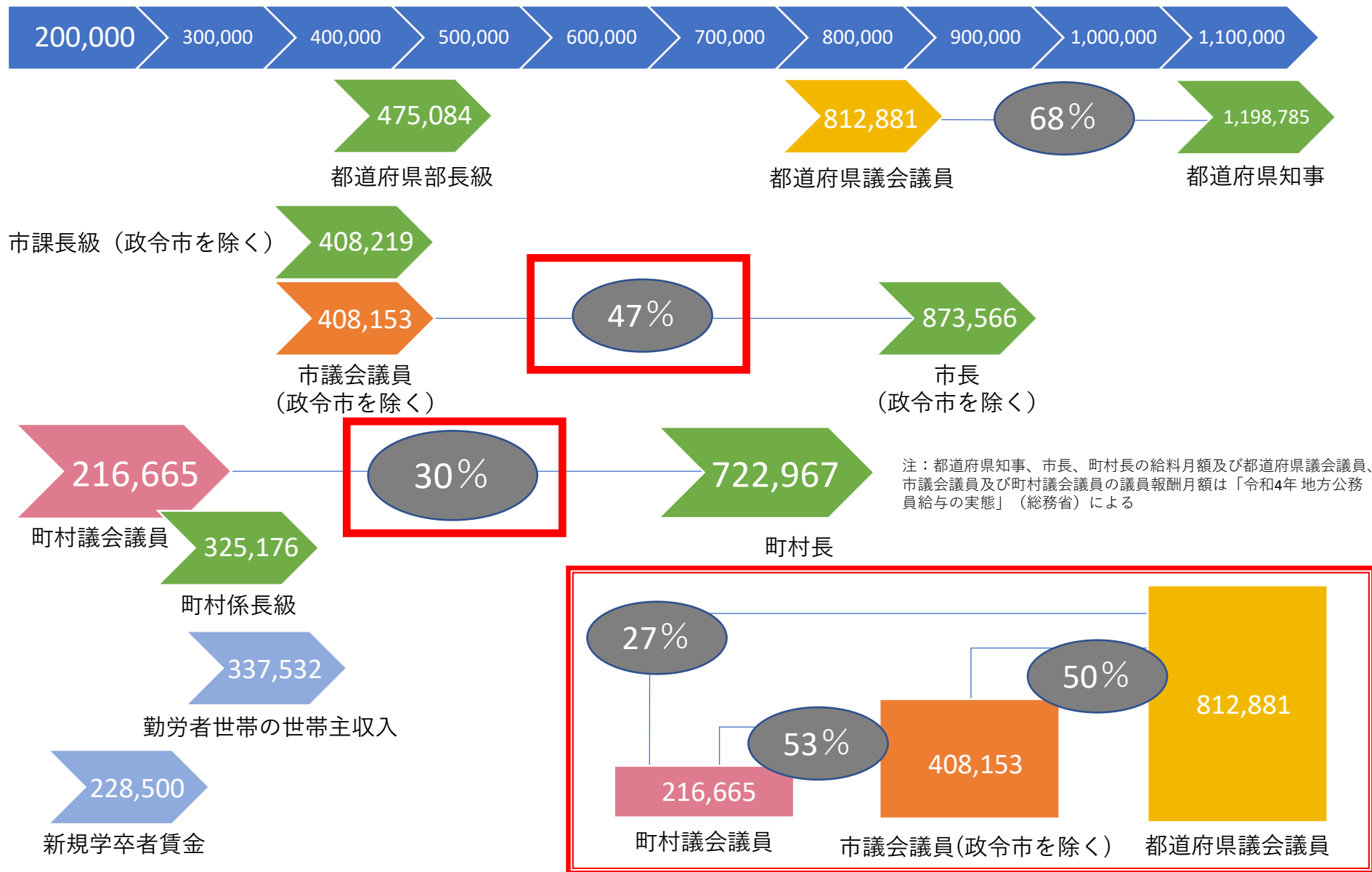
制 作

全国都道府県議会議長会 / 全国市議会議長会 / 全国町村議会議長会

配信期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月） ※関係者のみ視聴可

地方議会議員の議員報酬の実態



議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議（令和6年7月10日）

議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議

地方分権改革の進展や各町村議会における議会改革の取組により、町村議会議員の活動量は増加しているが、その議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっており、都道府県議会議員、市議会議員と比べ著しく低い水準となっている。現在、町村議会議員のなり手不足問題が深刻化しているが、このことが要因の一つと考えられる。

このような中、全国町村議会議長会においては、令和6年5月22日に議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていくことを決議したところである。

議会・議員の活動及び議員報酬の水準については、各町村議会において判断するものであるが、地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である。

このため、各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の47%程度を目指すこととする。

今後、全国町村議会議長会では、これを目標として各都道府県町村議会議長会と一致協力して、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量の豊富化と議員報酬の適正化に向けて取り組むことをここに誓う。

以上、決議する。

令和6年7月10日

全国町村議会議長会
都道府県会長会

議員報酬増額につながる取組み（議会・議員活動の豊富化）

議会・議員活動を豊富化

- ・議会改革を実践している議会は、それに適した議員報酬が不可欠
- ・議会改革は議会・議員の活動量に連動するので議員報酬増額の根拠になる

監視力・政策提言力アップ

議案審議	議会基本条例の制定・運用、議決事件の追加、参考人の招致、専門的知見の活用、一般質問の充実、議員間の自由討議、議員派遣の充実、協議調整の場の積極活用、政務活動費の交付
会議日数	通年会期の導入（運用を含む）、休日・夜間議会
委員会審査	委員会による政策提言、閉会中審査・所管事務調査の拡充、委員派遣の充実、常任委員会の複数所属、特別委員会の増設
活動の検証	議会白書、議会のあり方研究、調査報告書等の発刊
研 修	政策立案に係る専門的研修、議員の資質向上に係る研修

地域・住民との連携強化

住民対話	議会報告会、出前議会、ワークショップ、住民懇談会
住民参画	公聴会、政策サポーター、議会モニター、議会アドバイザー
地域連携	産官学との連携、各種団体との意見交換
啓発活動	模擬議会、小中高生との対話、議会主催の講演会
広報広聴	HP・広報紙の充実、議会のデジタル化、広報モニターの活用

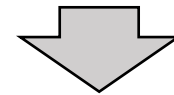
その他

国等への要請	意見書提出権の積極的活用
防災・災害対策	議会BCP計画策定、議会災害対策マニュアルの作成

会期日数を再考する

○ 町村議会の会期は、兼業議員が多いことや議員が少数なこと、委員会への議案付託が少ないなどの要因により短い傾向にある

- しかしながら、今日の議会・議員活動は
- ・ 日常的な活動が要請されている
 - ・ 議案審議の重要性が指摘されている



慎重な審議のため会期日数を再考する時期に来ている

- ① 会期を長期にとり、委員会付託をして充実した議論を行う。人数が少なくとも本会議での十分な議論を行うことも必要
- ② 参考人、公聴会を積極的に活用する
- ③ 議案等検討日を設け弾力的な会期日程とする
- ④ 委員会の所管事務調査も積極的に実施する

年間（そして任期4年間）を通じた議員・議会活動を示す必要

厚生年金への地方議会議員の加入

地方議会議員年金制度については、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって廃止

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議会議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。
- 二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、**国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点**を踏まえた新たな**年金制度について検討**を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。
- 三 旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう最大限の配慮を行うこと。

(第177回国会 衆議院 総務委員会 平成23年4月28日)

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議（議会三団体）

厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議

地方議会は、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、議員のなり手不足などの課題を抱えている。

各議会や三議長会では、こうした課題に対応するため、令和5年4月に成立した「地方議会が地方公共団体の重要な意思を決定する」ことの明確化などを内容とする改正地方自治法を踏まえ、議会とは何かを住民にしっかり理解いただき、女性や若者など多様な人材の議会への参画を進める環境整備を積極的に進めている。

これまで三議長会では、多様な人材の地方議会への参画を進めるため、議会に対する関心を高め理解を深める主権者教育の推進、標準会議規則に議会の欠席理由の例示として「育児、介護」、出産の欠席期間として「産前6週産後8週」の明記に加え、経済団体に企業等の就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることについての要請などを行ってきた。

また、国に対しては、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備、小規模議会の議員報酬の適正な水準への引き上げのための財政支援、議会のデジタル化についての支援などを要請してきた。

特に、厚生年金については、就業者の9割を会社員等の被用者が占めている状況に鑑み、会社員等が議員に転身しても切れ目なく社会保障制度を継続できるようにし、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補するための喫緊の課題となっている。現在の地方議会における投票率の低下や無投票当選の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している状況を打破するためにも、早急に検討すべき事項である。

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中、住民自治の根幹をなす地方議会として、多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備等を図るため、厚生年金への地方議会議員の加入について早急に実現するよう強く求める。

令和7年2月6日

全国都道府県議会議長会
全国市議会議長会
全国町村議会議長会

立候補環境の整備

○地方自治法

附 則 （令和四年一二月一六日法律第一〇一号） 抄

（政府の措置等）

第六条 **政府は**、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における**立候補に伴う休暇等**に関する事項を就業規則に定めることその他の**自主的な取組を促すもの**とする。

2 地方公共団体の議会の議員の選挙における**労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度**については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、前項の自主的な取組の状況等を勘案して、**引き続き検討が加えられるもの**とする。

○労働基準法

（公民権行使の保障）

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、**選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間**を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

総務省、三議長会による立候補環境の整備に係る経済団体への要請活動

日 程	令和5年1月26日(木) (※全国商工会連合会への要請は3月1日(水))	要請先	<日本経済団体連合会> ○藤原清明 専務理事、岩崎一雄 常務理事 <全国中小企業団体中央会> ○佐藤哲也 専務理事、佐久間一浩 事務局次長、 大谷武士 労働政策部長 <日本商工会議所> ○久貝卓 常務理事、荒井恒一 理事・事務局長、 五十嵐克也 理事・企画調査部長、 大下英和 産業政策第二部長 <全国商工会連合会> ○後藤準 常務理事
要請者	<総務省> ○尾身朝子 総務副大臣 <三議長会> ○柴田正敏 本会会長 ○清水富雄 全国市議会議長会会長 ○南雲 正 全国町村議会議長会会長 (※本会は全国商工会連合会への要請は事務総長が対応)		

要請内容	総務省 勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する要請書 貴団体におかれましては、(略)各企業が次の事項に取り組んでいただけるよう、傘下団体・企業に対する周知について、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。 1 地方議会議員選挙において、勤労者が容易に立候補をすることができるよう、各企業の状況に応じ、 <u>就業規則について必要な見直しを行い、立候補に伴う休暇制度を設けることや、立候補した勤労者に対し解雇や減給等の不利益な取扱いをしないこと</u> としていただくこと。 2 企業に勤務しながら議員活動を行うことができるよう、各企業の状況に応じ、 <u>就業規則における副業・兼業に係る規定の見直しや明確化を行うこと</u> により、議員との副業・兼業を可能としていただくこと。	三議長会 地方議会議員の立候補環境の整備について －多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けて－ ○女性や若者等多様な人材の地方議会への参画につなげるため、第33次地方制度調査会答申で明記された、次の事項について、格別の配慮をお願いしたい。 企業の就業規則において、 1 <u>立候補に伴う休暇制度を設けること。</u> 2 <u>議員との副業・兼業を可能とすること。</u>
-------------	--	---

◎要請を受けた経済団体の主な反応

- ・要請内容を傘下団体、企業に対する周知を行いたい。議会に参画しやすい環境を双方で整えていくことが重要

「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望（令和6年11月13日）

1 議員のなり手不足対策への支援

- (1) 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、町村議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。
また、町村及び都道府県に対しても、町村議会議員のなり手不足対策を行うよう助言するとともに、これらの取組に対する支援を行うこと。
- (2) 議会等が行う女性議員が活動しやすい環境整備の取組に対する支援を行うとともに、女性の立候補を後押しするための情報提供及び支援制度を構築すること。
併せて町村における女性人口減少の抑制や地方移住の促進を図り、女性の社会進出、政治参画の推進のための施策を重点的に行うこと。

2 低額な議員報酬の改善

- (1) 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素を加味するとともに、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- (2) 低額な議員報酬を改善するため、地方交付税算定における議員報酬単価を引き上げるとともに、議員報酬の改定を行った町村については、議会費の増額が当該町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- (3) 議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること。
なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）」は見直すこと。
 - ① 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
 - ② 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
 - ③ 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
 - ④ 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
 - ⑤ 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

3 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点及び厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

4 休暇・休職・復職制度の整備

若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

5 主権者教育の推進

地方自治法の改正により地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、主権者教育を一層推進し、更なる地方議会の啓発を行うこと。
特に、議会自らが主体的に行う出前講座や模擬議会などの主権者教育の取組に対する支援を講じること。

6 政治分野の男女共同参画の推進

政治分野の男女共同参画推進法に基づき、議会が実施する家庭生活との両立支援のための環境整備、セクハラ・マタハラ防止に資する研修の実施や相談体制の整備等に対する支援を行うこと。

7 議会のデジタル化への支援

「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。
また、本会議における「オンライン」の出席については、地方議会の意見を踏まえ、丁寧な検討を進めること。

8 地方議会議員に係る選挙制度の改正

- (1) 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点から、被選挙権年齢を例えば23歳に引き下げること。
- (2) 市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」（首長選挙）のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。
- (3) 市町村合併、解散等により3割弱となっている統一地方選挙の統一率を段階的に復元すること。
- (4) 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること